

函館市地域包括支援センターときとう

(地域包括支援センター運営業務)

令和7年度（2025年度）活動評価

令和8年度（2026年度）活動計画

中央部第2圏域



— 目 次 —

1. 圏域の現状と課題	・ ・ ・	1
2. 重点活動	・ ・ ・	4
3. 令和7年度活動評価および令和8年度活動計画		
ア 地域包括支援センターの運営	・ ・ ・	6
(ア) 総合相談支援業務	・ ・ ・	6
(イ) 権利擁護業務	・ ・ ・	10
(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	・ ・ ・	14
(エ) 地域ケア会議推進事業	・ ・ ・	18
イ 生活支援体制整備事業	・ ・ ・	24
(ア) 第2層生活支援コーディネーター業務	・ ・ ・	24
ウ 認知症総合支援事業	・ ・ ・	30
(ア) 認知症初期集中支援推進事業	・ ・ ・	30
(イ) 認知症地域支援・ケア向上事業	・ ・ ・	30

圏域の現状と課題

1. 人口の推移と年齢構成

	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3	R7.9	割合	(人) 全市
年少人口	2,322	2,247	2,151	2,042	1,990	1,954	7.9%	8.4%
生産年齢人口	14,658	14,283	14,039	13,704	13,538	13,608	55.3%	54.1%
老年人口	9,129	9,152	9,127	9,096	9,054	9,080	36.8%	37.5%
65～74歳	4,399	4,357	4,221	4,023	3,787	3,801	15.4%	15.6%
75歳以上	4,730	4,795	4,906	5,073	5,267	5,279	21.4%	21.9%

2. 世帯構成 (R7.9)

	世帯数	割合	(世帯) 全市
高齢者単身世帯	4,194	27.2%	27.3%
高齢者複数世帯	1,756	11.4%	12.9%
その他	9,443	61.4%	59.8%

3. 事業対象者・要支援認定者の状況

	R6.9	R7.9	(人) 全市
認定者数	784	771	7,676
認定率	8.6%	8.5%	8.8%
給付実績	463	446	4,198
給付率	5.0%	4.9%	4.8%

3. 介護保険サービス事業所数 (R7.9)

	(件) 事業所数
居宅介護支援等 (※1)	12
地域密着型サービス (※2)	14

※1 居宅介護支援・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護事業所の件数

※2 地域密着型サービス事業所（小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護を除く）の件数

4. 地域（圏域）の特徴

- ・市内の中心部の圏域であり、商業施設や観光スポットが多く、年少人口をはじめとした若い世代が集まりやすい圏域である。
- ・圏域内には、教育機関、クリニック、銀行や保険会社、郵便局等の金融機関が多い。
- ・電車やバスの路線等、交通機関も発達しており、市内の様々な圏域から高齢者世代が集まる。
- ・マンション、道営住宅、市営住宅等の集合住宅が多い。
- ・飲食店の多い地区では、経営者の変更が多く、空き店舗なども目立つ地区もある。
- ・コロナ禍が明けたことにより、商店街同士のコミュニティ再結成や新たなコミュニティが誕生しつつある。
- ・圏域内は、15町、17町会。民生児童委員協議会は3方面（第7方面、第10方面、第11方面）。

・医療機関（総合病院）

函館中央病院
函館五稜郭病院
社会医療法人高橋病院

・教育機関

小学校	3校	大学	1校
中学校	1校	専門学校	4校
高等学校	7校 (※)	保育園等	12校

(※通信含む)

・医療機関（クリニック）

内科	15か所	心療内科	3か所	泌尿器科	3か所
耳鼻咽喉科	1か所	小児科	5か所	脳神経外科	1か所
整形外科	4か所	産婦人科	2か所	眼科	2か所
形成外科	3か所	肛門科	3か所	歯科	23か所
婦人科	2か所	皮膚科	5か所		

・金融機関

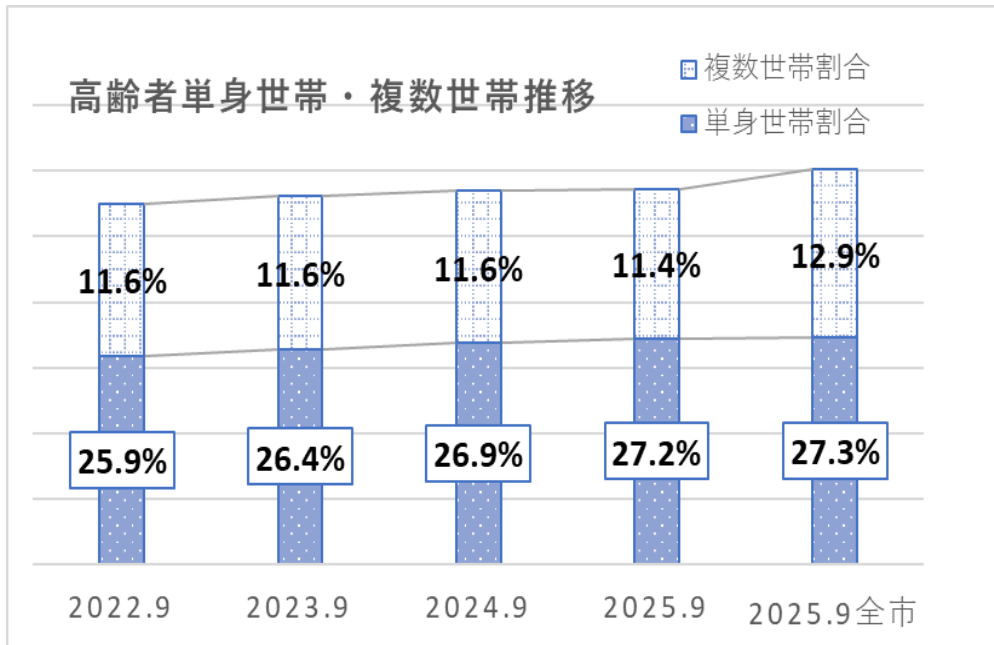
銀行等	11か所	青森みちのく銀行※、北洋銀行、北海道銀行、北陸銀行、 渡島信用金庫、道南うみ街信用金庫※、北海道労働金庫、商工組合中央金庫
郵便局	6か所	柏木町、白鳥町、時任町、人見町、本町、松陰町

※複数店舗あり

5. 地域の現状および活動状況等

中央部第2圏域では、下記のグラフのとおり高齢者の単身世帯が増加し続けており、今後もその傾向が続くことが予想される。そのため、より一層の地域コミュニティの構築や互助力による見守り体制の構築が求められる。また、地域の中での孤立や孤独の状況が、様々な地域の福祉課題へ発展する可能性がある。

以上のことから、地域での孤立や孤独の状況を解消し、高齢者の心身の状況に応じた支援を、適切なタイミングで誰もが受けることのできる地域体制の構築を目指す。



- ・圏域全体の特徴として、近年は単身世帯の安否確認に関する問い合わせや、関係機関とした支援が増えている。
- ・家族が不在、または家族との関係性が疎遠等の理由により、高齢者単身世帯の孤独化、孤立連携化が圏域全体で表面化してきている。
- ・高齢世帯の孤独化、孤立を防ぐための、安定したソーシャルサポートの形成が必要な地域も存在する。
- ・町会役員や民生児童委員（以下、「民生委員」という。）の担い手不足や町会関係者の高齢化が進んでおり、担い手を確保できない地域もある。
- ・民間事業所等に対する地域包括支援センター（以下、「センター」という。）の役割等の周知が広がり、センターと連携することが多くなっている。
- ・地域で活動しているケアマネジャー（以下、「ケアマネ」という。）の多くは、地域関係者と連携する意識が向上し、研修や懇談会への積極的な参加が多くなった。
- ・自立相談支援機関と、連携した対応が増加している。

6. 日常生活圏域レベルの地域課題の整理に基づく地域課題

優先順位	地域の問題	問題が生じている要因	地域課題
1	町会役員や参加者の高齢化の為、町会活動等が減少している。	・担い手不足。 ・担い手の高齢化。 ・町会活動への関心が薄い。 ・町会活動の情報が不足している。 ・若い世代が興味を持つ催しが少ない。 ・若い世代が参加できる活動の場が少ない。	地域活動に多世代の参加者を増やし住民同士が繋がることできる。
2	認知症や障がいなど多様な問題を抱える方たちを支える仕組みが不足している。	・地域で支える人がいないために孤立している。 ・認知症や障がいへの理解が不足している。 ・認知症の高齢者が増えている。 ・介護保険制度だけで対応できない。 ・認知症が進行し生活障害が出てからの相談になっている。	認知症や障がいの当事者を支える関係者が、センターと連携し、困り事や不安を相談することで、必要な支援につながることもできる。
3	マンション管理人等にセンターの役割が浸透してきたが、マンションに住む高齢者の中には本人が拒否し、介入が難しい場合がある。	・セキュリティ問題、プライバシー重視のため、住民同士での関係性が作りづらい。 ・民生委員や町会が介入しにくい。 ・町会加入率が低い。 ・管理会社がセンターの役割を知らない。 ・入居者同士の交流について必要性を感じていない。 ・一部のマンションでは役員会の役員	マンション内の地域住民が繋がる機会を持ち、介護・福祉について理解できる。
4	親子共に支援が必要な世帯が増えている。専門職の介入が難しい。	・世帯が地域で孤立しているため、問題が重度化する。 ・支援者が介入するタイミングが難しい。 ・ケアマネが子世代への関わり方に不安を持っている。 ・親世代が支えきれない。 ・相談者が相談先や相談するタイミングを知らない。 ・当事者は困っていない。 ・支援や他者との関わりに拒否的である。	当事者を含む地域住民が包括の役割を知り相談できる。

重 点 活 動

番号	地域課題	各業務での取組
1	地域活動に多世代の参加者を増やし住民同士が繋がるができる。	・地域ケア会議の活用。 ・サロン等の住民主体の活動の促進や継続支援。 ・出前講座の開催。 ・障がいサービスとの連携。 ・多世代交流の後方支援。 ・町会の広報活動支援。 ・出張包括（ときとうチューズデイ）の継続。 ・みまもりボンの配布や、マルシェの開催継続。
2	認知症や障がいの当事者を支える関係者が、センターと連携し、困り事や不安を相談することで、必要な支援につながるができる。	・地域ケア会議の活用。 ・民生委員、在宅福祉委員等との情報共有。 ・センターの役割周知（広報紙、ホームページ）。 ・適切な社会資源の情報収集と紹介。 ・多職種連携の研修や懇談会。 ・自立相談支援機関の周知。
3	マンション内の地域住民が繋がる機会を持ち、介護・福祉について理解できる。	・地域ケア会議の活用。 ・広報紙の配布。 ・介護保険制度や認知症サポーター養成講座の開催。 ・住民同士の交流促進。 ・出張包括（ときとうチューズデイ）の開催。
4	当事者を含む地域住民がセンターの役割を知り相談できる。	・広報紙やホームページ等を用いた情報の発信。 ・障がい関係の相談機関との連携推進。 ・町会、在宅福祉委員、民生委員との情報交換。 ・多世代交流イベントを通じてセンターの周知。 ・地域ケア会議の活用。 ・自立相談支援機関の周知（事例紹介）。

令和7年度活動評価および令和8年度活動計画

ア 地域包括支援センターの運営

(ア) 総合相談支援業務

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第1号

【目的】地域の高齢者等が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者等の心身の状況や生活実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。

事業内容

総合相談支援業務

令和7年度活動評価

実績（実施回数、内容、実施方法等）

活動目標に対する評価

○利用者基本情報作成状況

(件、人)

	R5年度	R6年度	R7年度	
目標数値	817	992	867	
作成数	予防給付	134	149	131
	うち新規	33	79	72
	見守り	75	88	69
	うち新規	75	88	69
	その他	608	755	667
	うち新規	417	553	437
合計(A)	817	992	867	
うち新規	525	720	578	
高齢者人口(B)	9,096	9,118	9,080	
実態把握率 (A/B)	9.0%	10.9%	9.5%	

○総合相談対応件数

(件)

	R5年度	R6年度	R7年度
実件数	738	773	760
延件数	1,732	2,143	1,984

○相談形態内訳（延）

(件)

	R5年度	R6年度	R7年度
電話相談	835	964	968
来所相談	126	154	139
訪問相談	698	941	808
その他	73	84	69

○相談者の続柄内訳（延・重複あり）

(件)

	R5年度	R6年度	R7年度
本人	380	879	578
家族親族	641	715	671
民生委員	94	62	50
町会・在宅福祉委員	21	25	16
知人・近隣住民	55	35	44
介護支援専門員	344	321	376
介護保険事業所職員	74	60	84
医療機関	159	114	156
行政機関職員	90	57	65
警察・消防署職員	28	14	31
民間企業	8	10	12
その他	41	27	21

【活動目標】

①高齢者や地域の支援者が困った時に相談できる。

【評価】

地域の支援者である民生委員からの相談は減少傾向であるが、知人、近隣住民からの相談は増加している。民生委員からの相談が減少した要因には、退任者が多かったことが考えられる。新任の民生委員がセンターの役割を知り、支援が必要な高齢者を発見した際に、相談しやすい関係構築を図っていく必要がある。

このことから、民生委員からの相談は減少したが、相談は継続してあり、知人、近隣住民からの相談は増加したため、目標は一部達成できたと考える。令和7年度は警察からの相談件数が増加した。ケース対応やイベント等での連携により、センターの役割についての周知や連携体制の構築につながったと考えられる。警察からの相談には、外出し、帰れなくなった認知症疑いの高齢者についての内容が多い。支援が必要な高齢者を発見した際に、センターへの相談につながるよう、警察を含めた他機関との連携を図っていくことが必要である。

【活動目標】

②マンション住民や関係者(管理人や役員等)が困った時に相談できる。

【評価】

マンション住民や関係者からの相談は増加傾向で、理由として、継続支援が必要な住民の地域ケア会議に、マンション住民や管理人を参集しセンターの役割について周知をしたことが挙げられる。また、マンション内での見守り体制が構築できたケースや、支援が必要な時に相談、情報共有がスムーズに行える体制が整ったケースもあった。このことから目標は概ね達成できた。マンション住民の中には、人とのつながりを求めている高齢者が多いが、高齢者が困った際に相談できるよう、センター等の相談先や役割の周知を図っていきたい。また、相談のハードルを下げるため、マンションロビー内で相談会の実施を計画していきたい。

相談がなかったマンションや、センターとの連携が薄いマンションに意識的に働きかけていくことも必要である。

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
①高齢者、地域住民、地域の支援者（民生委員、町会役員、在宅福祉委員）がセンターの役割を知り、相談することができる。	①高齢者、地域住民、地域の支援者（民生委員、町会役員、在宅福祉委員）がセンターの役割を知り、相談することができる。 ・広報活動を継続し、地域住民や地域の支援者（民生委員、町会役員、在宅福祉委員）へのセンター周知を深める。 ・民生児童委員協議会定例会、在宅福祉委員ふれあい会食、町会活動や老人クラブ等に参加し、ネットワークの構築を図る。 ・地域住民が気軽に相談できるよう、出張包括「ときとうちゅーズデイ」を継続し、町会館等で相談できる機会を設ける。 ・地域の支援者（町会関係者、在宅福祉委員、民生委員）と地域課題や困りごとを抱える地域住民について意見交換を行い、センターの役割の周知や連携を図る。 ・高齢者や地域の支援者が相談しやすいよう、相談会「ここにおいでよ。ときとうタイム」を開催することにより、集いの場を地域に開放し、自由に出入りできる機会を作る。	① ・相談者内訳や総合相談対応件数 ・相談者がセンターに相談したきっかけ ・広報紙配布先（新規配布先） ・広報紙内容 ・リーフレット等配布回数 ・ときとうちゅーズデイ開催回数と相談内容 ・連携した地域の支援者 ・地域の支援者を行った意見交換内容 ・関係機関等との意見交換回数や内容
②圏域のマンション住民やマンション関係者（管理人や役員、管理会社）がセンターについて知ることができる。	②外部との交流が少ない高齢者（マンション住民等）が、支援を必要とする時にセンターへ相談できる。 ・マンション住民に対して、広報紙の全戸配布を行い、センターの機能について広報する。 ・マンション管理人との意見交換により、支援が必要な住民について情報共有する。 ・マンション掲示板等にセンターの広報紙掲示を依頼する。 ・マンションに住むことの利点や課題等の意見交換、課題解決に向けた検討のための地域ケア会議を開催する。 ・連携が薄いマンション管理人や担当者が変わった際には、アウトリーチを行い、管理人と顔なじみの関係を作る。 ・マンション住民同士がつながる機会を作る。（地域ケア会議、マンション内でのサロン活動等） ・相談しやすい環境を作る。（マンションロビー等での相談会の実施等）	② ・ネットワーク構築回数 ・ネットワーク構築活動内容 ・地域ケア会議実施報告内容 ・広報啓発活動内容 ・相談数内訳

(ア) 総合相談支援業務

		令和7年度 活動評価																																									
事業内容	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価																																									
総合相談 支援業務	○相談内容内訳（延・重複あり） (件) <table><tr><th></th><th>R5年度</th><th>R6年度</th><th>R7年度</th></tr><tr><td>介護保険・総合事業</td><td>1053</td><td>1374</td><td>1100</td></tr><tr><td>保健福祉サービス</td><td>81</td><td>126</td><td>76</td></tr><tr><td>介護予防</td><td>19</td><td>33</td><td>22</td></tr><tr><td>心身の健康</td><td>442</td><td>453</td><td>493</td></tr><tr><td>認知症</td><td>365</td><td>335</td><td>325</td></tr><tr><td>住まい</td><td>87</td><td>120</td><td>112</td></tr><tr><td>権利擁護</td><td>16</td><td>32</td><td>44</td></tr><tr><td>安否確認</td><td>22</td><td>18</td><td>34</td></tr><tr><td>その他</td><td>82</td><td>47</td><td>53</td></tr></table>		R5年度	R6年度	R7年度	介護保険・総合事業	1053	1374	1100	保健福祉サービス	81	126	76	介護予防	19	33	22	心身の健康	442	453	493	認知症	365	335	325	住まい	87	120	112	権利擁護	16	32	44	安否確認	22	18	34	その他	82	47	53	【活動目標】 ③センター職員が高齢者の課題に合った社会資源や関係機関と連携し対応できる。 【評価】 センター内で社会資源についての情報共有や、毎日の朝礼でケース共有を行い、フォーマル、インフォーマルな社会資源を活用しながらケース対応を行うことができた。対応したケースとしては、見守りが必要な高齢者について新聞店と情報共有を行い、新聞がポスト内に落ちない配達を依頼し、新聞の有無による安否確認ができるようにした。 このことから、目標は概ね達成することができたと考える。公的な制度やサービスについての理解を深め、活用できるよう、センター内研修を実施したが、複合的な課題を抱える世帯も増加しているため、今まで連携のなかった社会資源をセンターが把握し、ケース対応に活かせるよう、ネットワークの構築を図る必要がある。	
		R5年度	R6年度	R7年度																																							
	介護保険・総合事業	1053	1374	1100																																							
	保健福祉サービス	81	126	76																																							
	介護予防	19	33	22																																							
	心身の健康	442	453	493																																							
	認知症	365	335	325																																							
	住まい	87	120	112																																							
	権利擁護	16	32	44																																							
	安否確認	22	18	34																																							
その他	82	47	53																																								
○センター内研修																																											
・法定後見制度と任意後見制度の違いについて																																											
・何かしらの事情で住所登録がない（または確認できない）高齢者等への支援方法について（介護保険サービス、障がい福祉サービス、生活保護、介護施設に入所する場合、そのほか各地域包括支援センターとの連携や役割分担等について）																																											
・社会資源の理解と活用について																																											
・自己覚知と他者理解について																																											
・PDCAサイクルについて																																											
・クライアント支援時に先入観を待つことの危険性について																																											
・地域包括支援センターの業務について（地域支援事業について）																																											
・認知症当事者の体験研修																																											
・年金制度について																																											
○センター内事例検討																																											
・判断能力が低下する前に将来のことを考え、制度を活用したいクライアントについて（法定後見制度、任意後見制度、日常生活自立支援事業について）																																											
・過去のケースを振り返り、適切な社会資源の活用という視点から検討を行う																																											
・PDCAサイクルのもと地域でのサロン活動へ発展した事例について																																											
・クライアント支援時に先入観を持つことの危険性について																																											
・地域支援事業から地域の特色に応じた地域支援の必要性について事例検討実施																																											
・障害年金、遺族年金受給における非課税世帯のメリット等について																																											

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
③センターの職員が地域にある社会資源について知ることができる。	③センター職員が社会資源について知ることができる。 ・新たな社会資源を発見した際には、センター内で情報共有する。 ・朝礼やセンター内研修、外部研修にて社会資源について理解を深める。 ・成年後見制度や日常生活自立支援事業、生活保護制度、障害福祉サービス、医療保険や年金制度等公的な制度についての理解を深める機会を作る。 ・社会資源をまとめた「社会資源ファイル」の活用と整備を行う。 ・民間企業とのネットワーク構築を図り、新たな社会資源の発見を目指していく。	③ ・新たな社会資源の把握数、内容 ・センター内研修及び事例検討実施数と内容 ・いきいき生活手帳作成件数

(イ) 権利擁護業務

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第2号

【目的】高齢者等が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者等の権利擁護のため、必要な支援を行う。

令和7年度 活動評価																																																									
事業内容																																																									
実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価																																																								
○権利擁護相談対応状況	【活動目標】 ①地域住民や関係機関等の方々が、支援が必要と思われる高齢者に気づいた際に、早期に相談することができる。																																																								
・対応件数 (件)	【評 価】 権利擁護の対応の中で、ケアマネからは、成年後見制度や高齢者虐待についての相談が増加した。一方、住民や民生委員からの相談件数は、ほぼ横ばいであった。ケアマネからの相談について、数年前には高齢者虐待の疑いがあっても、把握した当日中に相談に至らなかったケースもあったが、高齢者虐待が疑われた際には、すぐにセンターへ相談できており、目標は概ね達成できたと考える。																																																								
<table><tr><td></td><td>R5年度</td><td>R6年度</td><td>R7年度</td></tr><tr><td>ケース数（実）</td><td>32</td><td>29</td><td>36</td></tr><tr><td>（再）医療と連携あり</td><td>17</td><td>13</td><td>22</td></tr></table>		R5年度	R6年度	R7年度	ケース数（実）	32	29	36	（再）医療と連携あり	17	13	22	令和7年度を含めた数年の間、消費者被害に関する対応ケースはなかった。しかし、総合相談での権利擁護の相談内容では、消費者被害や詐欺被害、金銭搾取、成年後見制度についての問い合わせが中心となっており、増加した。																																												
	R5年度	R6年度	R7年度																																																						
ケース数（実）	32	29	36																																																						
（再）医療と連携あり	17	13	22																																																						
・対応事案内訳（実・重複あり） (件)	圏域の特徴として、金銭的に余裕のある世帯が多いことから、令和8年度は高齢者の財産を守るため、高齢者や地域住民への意識づくりを行い、財産管理が難しい高齢者を、成年後見制度等の利用や支援につなげていくような取り組みを計画していきたい。																																																								
<table><tr><td></td><td>R5年度</td><td>R6年度</td><td>R7年度</td></tr><tr><td>高齢者虐待</td><td>4</td><td>14</td><td>13</td></tr><tr><td>高齢者虐待疑い</td><td>7</td><td>2</td><td>4</td></tr><tr><td>セルフネグレクト</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>成年後見等</td><td>2</td><td>6</td><td>6</td></tr><tr><td>消費者被害</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>困難事例</td><td>12</td><td>4</td><td>9</td></tr><tr><td>その他</td><td>0</td><td>3</td><td>0</td></tr></table>		R5年度	R6年度	R7年度	高齢者虐待	4	14	13	高齢者虐待疑い	7	2	4	セルフネグレクト	0	0	1	成年後見等	2	6	6	消費者被害	0	0	0	困難事例	12	4	9	その他	0	3	0	【活動目標】 ②医療機関が支援が必要と思われる高齢者について、相談することができる。																								
	R5年度	R6年度	R7年度																																																						
高齢者虐待	4	14	13																																																						
高齢者虐待疑い	7	2	4																																																						
セルフネグレクト	0	0	1																																																						
成年後見等	2	6	6																																																						
消費者被害	0	0	0																																																						
困難事例	12	4	9																																																						
その他	0	3	0																																																						
・相談者・通報者内訳 (件)	【評 価】 医療機関からは、権利擁護が必要な高齢者について直接的な相談は少なかったが、総合相談では、相談件数が増加した。このことから、目標は一部達成できたと考える。権利擁護が必要な高齢者についての相談が少ない理由としては、医療機関（総合病院やクリニック）が、高齢者の詳しい生活状況や家族関係の把握までには至らず、支援が必要な高齢者を発見することが難しいことから、相談には至らない場合が多いと考える。権利擁護が必要な高齢者について対応していく中で、医療機関と連携しており、引き続き、権利擁護に限らず、医療機関からの相談が入るよう、センターの役割等の広報活動や、日ごろからの連携を大切にし、相談しやすい関係性の構築を図るとともに、医療機関の職員が権利擁護についての視点を持つことができるよう、働きかける必要がある。																																																								
<table><tr><td></td><td>R5年度</td><td>R6年度</td><td>R7年度</td></tr><tr><td>ケアマネ</td><td>10</td><td>10</td><td>18</td></tr><tr><td>介護保険事業所</td><td>0</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>住民</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>民生委員</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>本人</td><td>3</td><td>1</td><td>4</td></tr><tr><td>親族</td><td>6</td><td>5</td><td>3</td></tr><tr><td>行政</td><td>4</td><td>4</td><td>3</td></tr><tr><td>警察</td><td>3</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>医療機関</td><td>2</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>不明匿名</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>その他</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>合計</td><td>32</td><td>29</td><td>36</td></tr></table>		R5年度	R6年度	R7年度	ケアマネ	10	10	18	介護保険事業所	0	2	1	住民	0	1	1	民生委員	2	2	1	本人	3	1	4	親族	6	5	3	行政	4	4	3	警察	3	2	2	医療機関	2	0	1	不明匿名	0	0	0	その他	2	2	2	合計	32	29	36					
	R5年度	R6年度	R7年度																																																						
ケアマネ	10	10	18																																																						
介護保険事業所	0	2	1																																																						
住民	0	1	1																																																						
民生委員	2	2	1																																																						
本人	3	1	4																																																						
親族	6	5	3																																																						
行政	4	4	3																																																						
警察	3	2	2																																																						
医療機関	2	0	1																																																						
不明匿名	0	0	0																																																						
その他	2	2	2																																																						
合計	32	29	36																																																						
○対応者（延べ件数） (件)																																																									
<table><tr><td></td><td>R5年度</td><td>R6年度</td><td>R7年度</td></tr><tr><td>ケアマネ</td><td>20</td><td>20</td><td>31</td></tr><tr><td>介護保険事業所</td><td>14</td><td>23</td><td>44</td></tr><tr><td>住民</td><td>3</td><td>3</td><td>8</td></tr><tr><td>民生委員</td><td>5</td><td>4</td><td>6</td></tr><tr><td>在宅福祉委員</td><td>1</td><td>1</td><td>4</td></tr><tr><td>親族</td><td>22</td><td>20</td><td>28</td></tr><tr><td>行政</td><td>20</td><td>24</td><td>40</td></tr><tr><td>警察</td><td>3</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>医療機関</td><td>11</td><td>15</td><td>39</td></tr><tr><td>不明匿名</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>自立支援相談機関</td><td>4</td><td>5</td><td>5</td></tr><tr><td>その他</td><td>17</td><td>5</td><td>32</td></tr><tr><td>合計</td><td>120</td><td>125</td><td>243</td></tr></table>		R5年度	R6年度	R7年度	ケアマネ	20	20	31	介護保険事業所	14	23	44	住民	3	3	8	民生委員	5	4	6	在宅福祉委員	1	1	4	親族	22	20	28	行政	20	24	40	警察	3	5	6	医療機関	11	15	39	不明匿名	0	0	0	自立支援相談機関	4	5	5	その他	17	5	32	合計	120	125	243	
	R5年度	R6年度	R7年度																																																						
ケアマネ	20	20	31																																																						
介護保険事業所	14	23	44																																																						
住民	3	3	8																																																						
民生委員	5	4	6																																																						
在宅福祉委員	1	1	4																																																						
親族	22	20	28																																																						
行政	20	24	40																																																						
警察	3	5	6																																																						
医療機関	11	15	39																																																						
不明匿名	0	0	0																																																						
自立支援相談機関	4	5	5																																																						
その他	17	5	32																																																						
合計	120	125	243																																																						

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
①高齢者や地域住民が詐欺や消費者被害について被害の予防策を知ることができる。	①高齢者や地域住民が、詐欺や消費者被害について被害の予防策を知ることができる。 ・広報紙に消費者被害等について掲載し、広報活動を行う。 ・民生児童委員協議会定例会にて、消費者被害等の高齢者の権利擁護について、出前講座やリーフレットを配布し、広報する。 ・町会活動や老人クラブ、サロン等に参加し、消費者被害について出前講座やリーフレットの配布を実施し、注意喚起を行うとともに、被害にあった際には、センターや消費生活センター、警察に相談するよう呼びかける。 ・警察や金融機関等と連携し、年金支給日に詐欺被害等防止運動を実施する。被害防止には、周囲に相談できる環境も大切であるため、センターの役割の周知や「みまもりボン」を活用し、住民同士で見守りし合える地域づくりを目指す。	① ・消費者被害や予防策の広報啓発回数 ・出前講座やリーフレットの配布数 ・みまもりボン等の活用状況数
②権利擁護対応が必要な高齢者について、医療機関、ケアマネ、介護保険事業所が権利擁護の視点を持つことができる。	②権利擁護対応が必要な高齢者に対し、医療機関、ケアマネ、介護保険事業所が権利擁護の視点を持つことができる。 ・圏域内の医療機関を対象に、センターの役割について広報活動や意見交換会、研修会の開催を継続し、相談や連携しやすい関係性を構築する。 ・センターへ相談や情報共有がしやすくなるよう、広報紙やリーフレットを活用し、広報活動を継続する。 ・8050問題や権利擁護が必要な高齢者の問題について、多職種や関係機関と連携し、地域ケア会議や事例検討会の開催等、医療機関に参加を呼びかけ、相互に相談できる関係性の構築に努める。 ・「函館市医療・介護連携支援センター」と情報提供や連携を図る。 ・権利擁護に関するリーフレットや広報紙を配布し、早期発見、相談、通報につながる周知活動を行う。 ・出前講座の開催やパンフレットを配布し、権利擁護に関する知識の定着を図る。 ・圏域の居宅介護支援事業所や介護保険事業所を対象に権利擁護に関する研修会を開催する。	② ・広報紙、リーフレットの配布数（配布数） ・医療機関との連携内容 ・意見交換や研修会の開催数 ・広報啓発活動の回数 ・研修会の開催状況 ・研修後アンケートの結果の振り返り ・相談者、通報者の内訳

(イ) 権利擁護業務

令和7年度 活動評価	
事業内容	

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
③社会福祉士、主任ケアマネ、保健師の3職種が専門的な視点から権利擁護が必要な高齢者について対応することができる。	③社会福祉士、主任ケアマネ、保健師の3職種が専門的な視点から権利擁護が必要な高齢者について対応することができる。 ・朝礼やセンター内ミーティングで、権利擁護対応が必要なケースについて共有、支援方法を検討する。 ・センター内研修や事例検討会にて権利擁護に関する研修会や事例検討を行う。 ・外部の研修に積極的に参加し、権利擁護に関する知識の向上を図る。 ・権利擁護ケースの対応について、支援経過の共有や振り返りを行う。 ・生活困窮や8050問題等のケースについては、自立相談支援機関や担当弁護士との連携を図り、知識を深める。	③ ・センター内研修や事例検討会の実施状況 ・外部研修の参加回数 ・権利擁護支援経過の共有した内容 ・圏域の担当弁護士への相談件数

(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第3号

【目 的】高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していくための地域における多職種相互の連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行う。

事業内容

令和7年度 活動評価

実績（実施回数、内容、実施方法等）

活動目標に対する評価

○介護支援専門員への個別支援状況（実）

(件)

	R5年度	R6年度	R7年度
ケース数	12	7	8

○支援に至った要因

・重複あり（件）

	R5年度	R6年度	R7年度
地域・社会資源	1	0	3
ケアマネ自身の問題	10	7	8
対象者の問題	6	5	7
家族の問題	1	1	2
家族関係の問題	4	1	0
サービス調整	5	1	0
関連制度理解	4	0	0
ケアプラン作成の過程	0	1	2
多職種連携		1	0
医療連携		1	0
事業所の問題		0	0
その他		1	0

○支援内容

・重複あり（件）

	R5年度	R6年度	R7年度
ケアマネへの支援			
情報提供	10	5	5
助言・指導	12	7	6
連携のための支援	5	1	1
連携のための支援(民生)	2	3	0
対応の振り返り	9	6	7
支援チームの一員としての支援	1	3	2
事業所（管理者）への支援			
情報提供		2	1
助言・指導		1	1
連携のための支援		0	0
対応の振り返り		2	2
地域ケア会議の開催	3	1	1
その他	1	1	2

・個別地域ケア会議でケアマネへ連携のため支援を行ったケース（介護支援専門員への個別支援以外）6件

【活動目標】

①ケアマネが困難なケースに適切に対応することができる。

【評価】

個別支援として関わり、振り返りを行う中で、ケアマネからの聞き取り、アンケートを行った結果、「センターへ相談することで問題が整理され、課題が明確となった」また、「カンファレンスや個別地域ケア会議、事例検討会を通じて地域住民や町会関係者、多職種と話し合う機会をもつことで、自分自身の視野が広がり、困難なケースに対して状況に応じた対応ができた」との声が多く聞かれた。

個別支援の件数は8件と多くはないが、権利擁護の困難事例として対応しているケースが12件、個別ケア会議が6件と、ケアマネが地域や多職種とつながり、適切な対応ができているため、目標は概ね達成できた。

支援に至った要因は、ケアマネの対人援助技術や支援力に関する課題に加え、対象者の認知症や精神疾患、支援拒否などが挙げられた。支援内容では、連携のための支援が昨年より減少したが、個別地域ケア会議やカンファレンスにて連携できる取り組みを行った。ケアマネ相談票の集計から、困難事例の相談を終えて個別支援に移行しているケースが多く、その他は安否確認や介護保険の請求についての問い合わせが多かった。

対象者や家族が様々な課題を抱える困難なケースは増加傾向にある。今後も圏域内の研修会や事例検討などを通じて、対人援助力の向上や多職種連携の強化を図る取り組みを行うことが必要と考える。

個別支援を通じて、ケアマネ、居宅介護支援事業所の管理者と共に、困難ケースの課題解決ができるよう取り組んでいきたい。

包括的継続的
ケアマネジメント
支援業務

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
①ケアマネが困難なケースに対して課題を整理し問題解決へとつなげることができる。	①ケアマネを支援するための取り組み ・地域ケア会議、事例検討会、カンファレンス等、ケアマネが参加しやすい環境を作り、他機関と連携できる機会を作る。 ・ケアマネと共にケースの問題点を整理して、助言や社会資源の情報提供等を行う。 ・居宅介護支援事業所に対し、アンケートや電話等でケアマネが不安に思っていることや、事業所内での相談体制等を聞き取る。 ・ケアマネに対し、必要時にはケアマネジメントやケアプラン作成についての助言を行い、適切なケアマネジメントができるようサポートする。 ・支援終了後、ケアマネに振り返りの聞き取りやアンケートによるモニタリングを行い、ケアマネジメントにどのように役立ったかを把握する。 ・地域住民、民生委員、町会関係者等とケアマネがつながるための情報提供やサポートを行う。 ・ケアマネ、地域住民や関係機関から、現状の社会資源や今後必要と思われる社会資源の聞き取り等、情報収集を行う。 ・圏域内の民生委員とセンターとの連携を強化し、ケアマネと直接連携できるようサポートする。 ・ケアマネや本人、家族からの相談や支援内容を「ケアマネ相談票」に記入して集計する。 ・ケアマネが所属する事業所、施設向け「ときとう通信」を発行し、社会資源や研修会の情報等の周知を図る。 ・「ときとう主マネCLUB」にて、管理者や主任ケアマネと情報共有を行い、ネットワークを構築する。また、各居宅介護支援事業所の課題、困難に感じている問題等について意見交換を行い、管理者や主任ケアマネへのサポートを行う。	① ・相談件数 ・支援に至った要因 ・支援内容 ・支援終了後のケアマネへの聞き取りやアンケートの内容

(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

令和7年度 活動評価																					
事業内容																					
実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価																				
○合同ケアマネジメント研修会 令和7年9月18日、19日 (回、件数)	【活動目標】 ①本人や地域の強みを活かした自立支援を意識したケアマネジメントができる。																				
<table><tr><td></td><td>R5年度</td><td>R6年度</td><td>R7年度</td></tr><tr><td>開催回数</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>圏域内事業所数</td><td>9</td><td>10</td><td>9</td></tr><tr><td>参加事業所数</td><td>8</td><td>8</td><td>8</td></tr><tr><td>参加率</td><td>88%</td><td>80%</td><td>88%</td></tr></table> *参加事業所数は2日間の合計		R5年度	R6年度	R7年度	開催回数	2	2	2	圏域内事業所数	9	10	9	参加事業所数	8	8	8	参加率	88%	80%	88%	【評 価】 令和5年度より、「ケアマネジメント業務の一連のスキル向上」を目的とした合同ケアマネジメント研修会を、3年計画で開催し、最終年となる令和7年度は、「ケアプラン作成」をテーマに開催した。 研修後のアンケートで、理解度を問う設問「その人らしさの支援とは自立支援そのもの」「自分らしさを意識したプランニング」「利用者の幸せに寄り添う」について、いずれも99.0%の参加者が「理解が深まった」「理解できた」と回答した。「本人や地域の強みを活かし、自立支援を意識したケアマネジメントができる」の設問については、78.2%の参加者が「もともとできていた」「できそうである」と回答した。 以上のアンケート結果から、目標は達成できた。しかし、市内全体のケアマネ310名中、参加は194名(62.5%)で、令和6年度の203名(65.7%)と比べると減少しており、参加しやすい設定として、今後もハイブリッド開催は必要と考える。
	R5年度	R6年度	R7年度																		
開催回数	2	2	2																		
圏域内事業所数	9	10	9																		
参加事業所数	8	8	8																		
参加率	88%	80%	88%																		
○事例検討会 令和7年10月15日	②ケアマネが研修会や、事例検討会に参加することで、地域や多職種との連携の機会を持つことができる。																				
<table><tr><td>テーマ</td><td colspan="3">介護保険制度の中でシャドーワークについて考えよう～どこまでが業務？</td></tr><tr><td>圏域内事業所数</td><td>10</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>参加事業所数</td><td>8</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>参加率</td><td>80%</td><td colspan="2"></td></tr></table> 参加事業所 日本調剤薬局、コンパスウォーク函館八幡通所リハビリテーション今整形外科等 (参加者の声：アンケートから) ・それぞれの困りごとを話し合う機会となり、相互理解が深まった。 ・ケアマネや多職種の業務外の支援についての課題や手立てについて知る良い機会となった。 ・社会資源の利用、関係機関や地域とつながり役割分担を行う必要性を再確認することができた。	テーマ	介護保険制度の中でシャドーワークについて考えよう～どこまでが業務？			圏域内事業所数	10			参加事業所数	8			参加率	80%			【評 価】 圏域内の居宅介護支援事業所の管理者、主任ケアマネと協働し、「ときとう主マネCLUB」を2回開催し、研修会や事例検討の中で社会資源の情報共有や、各事業所の課題を共有、圏域内の研修会や事例検討会の企画を行った。 10月開催の事例検討会では、居宅介護支援事業所8件（ケアマネが16名）、12月開催の事例検討会は、居宅介護支援事業所5件（ケアマネ17名）の参加であった。 多職種や地域の事業所と、事例検討や懇談会で意見交換を行ったことで、連携を深める機会となり、概ね目標は達成できた。 アンケートでは「多職種で事例検討を行うことで、様々な視点から対象者理解が深まり、各制度について知ることができた」との声が多く聞かれ、学びの機会につながっていることが確認できた。今後は居宅介護支援事業所のケアマネが多く参加できるよう、開催時期や時間を工夫し、ニーズに応じた研修会や事例検討会、社会資源の情報提供等を継続し、実践に活かせるようにしていきたい。				
テーマ	介護保険制度の中でシャドーワークについて考えよう～どこまでが業務？																				
圏域内事業所数	10																				
参加事業所数	8																				
参加率	80%																				
○多職種事例検討会・懇談会 令和7年12月12日																					
<table><tr><td>テーマ</td><td colspan="3">障がい・難病・LGBT多様問題を抱える対象者を支える～彼の居場所はどこ？～</td></tr><tr><td>圏域内事業所数</td><td>10</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>参加事業所数</td><td>5</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>参加率</td><td>50%</td><td colspan="2"></td></tr></table> 参加事業所 共同生活援助事業所グループホーム一条、相談支援事業所あとリエ、地域生活支援センター、児童相談支援事業所ポラリス (参加者の声：アンケートから) ・色々な職種の方の意見を聞き勉強になった。 ・障がいの方と交流する機会が少なく、良い機会となった。 ・障害制度についてもっと勉強したい。 ・多職種で事例を検討することで、自分では思いつかない方法や考え方を知ることができた。	テーマ	障がい・難病・LGBT多様問題を抱える対象者を支える～彼の居場所はどこ？～			圏域内事業所数	10			参加事業所数	5			参加率	50%							
テーマ	障がい・難病・LGBT多様問題を抱える対象者を支える～彼の居場所はどこ？～																				
圏域内事業所数	10																				
参加事業所数	5																				
参加率	50%																				
○懇談会「ときとう主マネCLUB」 2回																					
①令和7年6月18日（水） 「苦情、カスハラの対応について」事例検討 令和7年度の圏域内の研修、事例検討会について																					
②令和8年2月13日(金) 「災害時のBCP対策について」研修会 情報共有、情報交換																					
○ときとう通信（情報提供内容） ・社会資源（便利屋・相談窓口） 2件 ・研修会案内（体験会） 1件 ・その他 情報共有 3件																					

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
①地域包括ケアを意識した、より質の高いケアマネジメントを考えることができる。	①地域包括ケアを意識した、より質の高いケアマネジメントを考えることができる。 ○合同ケアマネジメント研修会の開催 テーマ令和8年度 介護保険制度改正のポイントを学ぶ（仮） 開催時期：11月12日（木）13日（金） 2回（同じ内容） 研修形態：講義・演習（ハイブリッド） 内容：①介護保険制度改正のポイント ②介護支援専門員に求められること	① ・研修内容への理解度（アンケートによる） ・参加事業所数や参加率 ・ケアマネ参加者数
②ケアマネが社会資源を支援に活かすことができる。	②圏域内研修や事例検討会、懇談会の開催 内容：各地域包括支援センターが必要と考えるもの ・多職種、障がい福祉関係機関、インフォーマルサービス事業所等、地域の社会資源を把握できるよう、圏域の主任ケアマネや自立相談支援機関と協働し、事例検討会や研修会、懇談会を企画開催する。 ・居宅介護支援事業所への聞き取りやアンケート、個別支援の振り返り等からケアマネの課題やニーズを把握する。 ・ケアマネや本人、家族からの相談や支援内容を「ケアマネ相談票」に記入、集計し、課題を把握する。 ・社会資源の活用、ケアマネやセンター職員のスキルアップのために「障害者生活支援センターぱすてる」と協働し「コラボ研修」として、事例検討会、研修会を開催する。 ・ケアマネが所属する事業所、施設に向け「ときとう通信」を随時発行し社会資源や研修会の情報等の周知を図る。 ・圏域内の居宅介護支援事業所の管理者、主任ケアマネ、センターで協働する「ときとう主マネCLUB」が中心となり、社会資源の情報交換を行い不足している社会資源やサービス等「あったら便利な社会資源」について共に検討する機会を作る。 ・月1回“誰でも集える多世代の交流の場”として「ここにおいでよ。ときとうタイム」を開催し、ケアマネと地域住民や町会関係者、多職種と顔の見える関係を作る。	② ・研修会、事例検討会、懇談会の参加事業所数 ・ケアマネ参加者数 ・社会資源の情報提供回数や内容 ・圏域内のケアマネ、主任ケアマネとの連携、協働の状況 ・ケアマネからの聞き取りやアンケートの内容 ・「ケアマネ相談票」の内容

(イ) 地域ケア会議推進事業

【根拠法令】介護保険法第115条の48

【目的】地域包括ケアシステムの構築のため、地域ケア会議を開催し、介護サービスだけでなく、様々な社会資源が有機的に連携することができる環境を整備し、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう支援を行う。

事業内容	令和7年度 活動評価			
	実績（実施回数、内容、実施方法等）		活動目標に対する評価	
地域ケア会議 推進事業	○個別ケア会議			【活動目標】
	・開催回数（回）			①生活に支障をきたしている高齢者が早期に地域や関係機関とつながることができる。
		R5年度	R6年度	R7年度
	目標回数	6	6	6
	開催回数	9	9	11
	達成率	150%	150%	180%
	・個別課題（重複あり）（件）			【評価】
	日常生活に関して	8	経済面について	7
	サービス利用に関して	7	地域との関係	4
	支援者との関係	3	健康管理	9
	認知症・精神疾患	11	家族の課題	7
	・検討内容（重複あり）（件）			個別ケア会議11回中、10回が地域での見守り体制関係機関のネットワークについての検討であった。11回全て早期に、ケアマネと地域住民や関係機関とのネットワーク構築が図られた。
	地域での見守り体制	10	関係機関のネットワーク	11
	サービス等利用調整	7	サービス・制度の拡充	1
	家族への支援	8	地域づくり	3
	地域のネットワーク	9	健康管理	7
	地域住民への周知	5	その他	0
	関係機関での見守り、支援体制			7
	・地域ケア会議が有した機能（件）			近隣住民の参加は、令和6年度3名に対し、5名と増加した。
	個別課題の解決		7	また、
	ネットワークの構築		11	認知症・精神疾患のため、生活に支
	地域課題の発見		7	障をきたしているケースが11件あり、認知症の
	地域づくり資源開発		0	早期発見や、予防対策等を地域住民や関係機関
	参加者・参加機関（インフォーマル）			に継続して周知していく必要があると考えた。
	・家族			参加者からの意見やアンケート、モニタリング
・町会会館			の聞き取りから「見守り体制ができて、安心し	
・民生委員			た」「家族と話ができてよかった」等の感想が	
・近隣住民			聞かれた。ケアマネを中心に、情報を集約し、	
・在宅福祉委員			関係者が同じ方向性で支援内容を検討すること	
・町会役員			で、早期に関係機関とつながることができた。	
（フォーマル）			以上のことから、目標は概ね達成できたと考え	
・ケアマネ			る。今後は、高齢者が関わる地域の金融機関や	
・介護保険事業所			商店理美容室、新聞販売店、ドラッグストア、	
・自立相談支援機関			コンビニエンスストア等へ、地域ケア会議の効	
・医療機関			果を今まで以上に周知し、地域住民や商店等、	
			関係機関と見守り体制を作ることが必要である	
			と考える。	

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
①高齢者の生活に関わる地域住民や商店、民間企業、関係機関と見守り体制を構築することができる。	①個別地域ケア会議の開催 開催予定回数 6回 ・医療機関、行政、金融機関、商店、理美容室、コンビニエンスストアやスーパーマーケット、薬局、新聞販売店、宅配業者、ドラッグストア等の地域の社会資源へ広報紙、出前講座等で、地域ケア会議の機能や効果について周知を図り、参加の声をかける。 ・ケアマネ、介護関係機関、障がい福祉関係機関等へ事例検討会、研修等を通じて地域ケア会議の機能や効果について周知を図り、センターへの早期相談につなげるようにする。 ・個別地域ケア会議終了後のアンケートやモニタリングの際に、感想や意見を聞き取り、会議が高齢者の支援に活かされているか確認する。また、効果的な会議開催の参考にする。 ・センター内で情報共有や事例検討を行い、目標設定を明確にし、問題解決に向けてセンター職員のスキルアップを図る。 ・民生委員、町会関係者を中心とした地域住民やケアマネが、地域ケア会議開催への参加がしやすいように、町会館での開催や駐車場の確認、時間帯等を工夫する。	① ・開催数と計画達成率 ・関係機関とのネットワークを構築した件数及び状況 ・地域や関係機関における見守りや支援体制を構築した状況 ・会議への参加者、参加機関、職種等の状況 ・参加者の個別地域ケア会議への意見、アンケート内容

(I) 地域ケア会議推進事業

事業内容

実績（実施回数、内容、実施方法等）

活動目標に対する評価

○地域課題の検討を行う地域ケア会議の開催状況

・開催回数

(回、%)

	R5年度	R6年度	R7年度
目標数値	3	3	3
開催回数	3	6	8
達成率	100%	200%	267%

(1) 函館看護専門学校 令和7年5月12日

テーマ	地域で暮らす認知症の人に学生ができること
内容	①地域で暮らす認知症の当事者や家族が求める支援 ②学生が地域でできること
参加機関	民生委員、町会役員、函館看護専門学校、介護サービス事業所、居宅介護支援事業所

(2) コミュニティホールこん 令和7年9月19日

テーマ	認知症高齢者が消費者被害に遭わず地域で安心して暮らすための体制づくり
内容	①連携事例の報告 ②北海道函館方面函館中央警察署生活安全課より詐欺事例の紹介 ③グループワーク（認知症高齢者への対応で困ることや実際の手続き、参加者ができること）
参加機関	民生委員、居宅介護支援事業所、第2層生活支援コーディネーター、自立相談支援機関、医療機関、金融機関、北海道函館方面函館中央警察署

(3) シェスタハコダテGスクエア 令和7年10月14日

テーマ	サロン活動や集いの場の継続について
内容	①各サロン活動の報告や悩みの発表 ②活動の継続のための意見交換や地域の見守りの視点の確認
参加機関	地域住民、第2層生活支援コーディネーター 北海道医療大学学生、自立相談支援機関

(4) 圏域内町会館 令和8年3月5日

テーマ	孤独死のない安心して暮らし続けるための体制づくり
内容	①安否確認のあった事例報告と検討 ②民生委員の取り組みの現状紹介 ③今後、孤独死を防ぐためできることについて意見交換
参加機関	地域住民、民生委員、町会役員、北海道教育大学函館校学生

【活動目標】

①地域の関係者が地域課題やニーズを考えることができる。

【評価】

地域課題について、地域の関係者や関係機関と共に考える機会を持つことができた。地域の関係者より「センターに相談すればよい」「センターに相談することで、関係機関とつながり課題に対応できた」「共にこれからも、関係機関と地域の課題に関わる意識が持てた」との感想あった。

実績(1)(4)の会議は、認知症高齢者を取り巻く地域の課題を含んだ内容で、関係機関の関わり方や工夫、困りごと等を活発に話し合った。今後も認知症高齢者や、孤立する高齢者の増加が予想されるため、地域の課題について関係者と共有し、地域で支えることが必要であると考える。

令和7年度は民生委員が交代した地区もあったため、新任者や担当地区を変更となった現任者から、地区での活動に不安を抱える声もあった。地域ケア会議により、その不安も互いに確認することができ、活動の支援にすることができ、活動の支援につながったと考える。以上のことから、目標は達成できた。また、令和8年度には地域課題やニーズに対し、どのように取り組めるか検討したい。ように取り組めるか、民生委員と情報交換を行いつつ検討するとともに、認知症についての正しい理解の普及や地域の見守り力、対応力はますます必要とされると考えることから、認知症に関する地域ケア会議を開催するとともに、認知症総合支援事業をさらに充実したい。これについては、認知症総合支援事業で考察する。

地域ケア会議
推進事業

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
①地域の関係者が地域課題に気づき、関係機関と共に課題解決について取り組むことができる。	①地域ケア会議で地域の課題について関係機関と話し合う。 ・地域ケア会議につながる地域の課題を聞き取り、課題を明らかにする。 ・関係機関に幅広く声をかけ、課題解決に向けた意見交換を行うため、地域ケア会議に参加してもらう。 ・地域で暮らす認知症高齢者の課題を関係者から聞き取り、必要時に地域ケア会議の開催を行う。 ・サロン等の自主活動を後方支援し、課題の聞き取りを継続する。 ・サロン等の自主活動が継続されるよう、必要時地域ケア会議を実施する。 ・地域住民の見守りができるよう、自主活動の開催内容や注意点等、意見交換し共に考える。	① ・関係機関との意見交換の開催数 ・地域ケア会議開催数 ・地域ケア会議参加機関 ・地域ケア会議で話し合われた内容 ・日頃のサロン等自主活動の活動内容 ・サロン会員が感じている活動への思いが活動内容に活かされているか意見集約

(I) 地域ケア会議推進事業

令和7年度 活動評価	
事業内容	
実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価
(5) 時任町会館 令和7年7月12日	
テーマ	世代間交流を目的とした活動の仕組みづくり
内容	多世代の相互力強化を図り、地域活動や地域行事について、参加できる仕組みづくりを行う。
参加機関	民生委員、町会役員、在宅福祉委員 大学生、地域住民
(6) 時任町会館 令和8年3月11日	
テーマ	地域福祉の理念が浸透する町会づくり
内容	地域福祉に関する世代間交流の重要性や、孤独孤立に関する福祉課題を参加者で共有し地域づくりのために求められる視点を共有。
参加機関	民生委員、町会役員、在宅福祉委員 大学生、地域住民
(7) 圏域内マンション 令和7年4月13日	
テーマ	マンションに住む利点と課題について
内容	マンションに住む住民の状況把握と課題を共有し住民同士の助け合い活動の重要性について情報交換する。
参加機関	マンション住民
(8) 圏域内マンション 令和7年5月28日	
テーマ	マンションに住む利点と課題について
内容	マンションに住む住民の状況把握と課題を共有し、緊急時の対応について情報交換する。
参加機関	マンション住民、管理人、町会役員、 函館東消防署的場支所、自立相談支援機関
地域ケア会議 推進事業	【活動目標】 ②町会活動が多くの世代に周知され、活動に参加してくれる住民が増える。 【評価】 町会関係者主導による、「時任町おたのしみマルシェ」を開催し、令和6年度よりも町会関係者の運営参加や、地域住民の参加が増加傾向した。また、毎年継続してイベントを企画し、実行すること で、町会に様々なイベントを周知することができ、参加者の声から、多くの世代の人たちが参加を楽しみにしていることがわかった。以上から、目標は達成できたと考える。今後も町会の一部の役員だけが負担となるような運営をすることなく、様々な人達に自発的に運営を担ってもらえるような仕組みづくりが必要である。しかし、一部では、地域との関わりが希薄で、孤立している高齢者世帯や地域福祉の理念に対する意識が十分に浸透していない住民もいることから、地域の互助力を高めるために、より多くの住民が地域活動に参加できるよう、継続して町会役員や民生委員等との連携を図る必要があると考える。 【活動目標】 ③マンション住民が課題について話し合うことができる。 【評価】 会議では、マンション住民及び町会役員などが参加し、意見交換を行った。マンション住民の多くは高齢者であり、独居の方も多い一方で、近隣に身寄りがなく、管理組合では鍵の預かりができないため、緊急時の対応に不安があるという意見があった。また、住民同士の交流がなく、隣に誰が住んでいるのかも分からない状況があるため、住民同士の見守り体制や日頃からの交流が必要であるとの課題を話し合えたことから目標は概ね達成できた。 一部のマンションでは会議をきっかけに、集会所を利用したサロンの立ち上げにつながった。マンション住民より「住民同士の見守り体制や交流が必要である」との声が挙がったこと、一部のマンションでの取り組み実施にとどまったことから、令和8年度はほかのマンションにも広げ、住民同士の顔なじみの関係づくりを目的とした交流の機会や課題共有の場を展開していきたい。そのために、継続してマンション住民とのケア会議を開催し、つながりをどのように築くかを検討していく。

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
②多世代交流を目的とした活動を住民が自発的に企画運営できる仕組みを作る。	②時任町会を主体とした地域ケア会議の開催 ・「時任町おたのしみマルシェ」開催にあたり、地域住民の他に教育機関の学生等、若い世代との交流の活性化を図る。 ・地域が主体となり、活動が継続できるよう、定期的にセンターとの懇談を行う。 ・地域住民に対して、回覧やSNSなどを活用し効果的な周知を行う。 ・町内の個人商店等についてもアプローチし、住民参加を呼び掛ける。 ・担い手が負担とならない仕組みづくりについて、意見交換や懇談、情報共有の場を設ける。	② ・開催回数と計画達成率 ・地域ケア会議参加機関 ・地域ケア会議で話し合われた内容 ・学生等、若い世代からの意見 ・共有された意見集約
③マンション住民が課題を共有し、解決に向けた仕組みづくりについて検討できる。	③圏域内マンション住民との会議の開催 ・マンション住民同士が課題について検討できる場を提供する。 ・マンション内で見守りできる体制を整えるために課題を考える。 ・マンション住民やマンション関係者へセンターの広報活動を行い、ケア会議の参加を働きかけ、日頃から意見交換ができる関係構築を図る。	③ ・開催数と計画達成率 ・地域ケア会議での意見 ・日頃からの相談内容や管理人、住民との意見交換の内容

イ 生活支援体制整備事業

(ア) 第2層生活支援コーディネーター業務

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第5号

【目的】地域における住民主体の助け合い活動を促進する仕組みおよび高齢者の社会参加を促進する仕組みの創出ならびに充実を行う。

事業内容	令和7年度 活動評価	
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価
第2層生活支援 コーディネーター業務	○町会や自主活動グループ等の意向を確認し、活動継続へ向けて支援を行う。 ・サロンの課題について会員へアンケートを実施し、会員とともに課題を考える。 実施内容： (1)健康チェック (2)体力測定 (3)意識調査 後方支援実施状況：杉並町、五稜郭町、柳町、松陰町、本町、時任町、大川町 回数：90回 サロン終了：本町（杉並町へ移行） サロン開始：本町（ライオンズマンション五稜郭集会所） ○サロンや町会等とのマッチングができた社会資源 ・函館歯科衛生士専門学校 ・函館市地域リハビリテーション活動支援事業 ・函館市医療・介護連携支援センター ・福祉用具事業者・函館市消費生活センター ○町会館へ出向いた活動「ときとうチューズデイ」を実施 開催場所：白鳥町会館(7/22)、八幡町会館(8/21)、道営住宅大川町団地集会場(2/17) 内容：センター活動の紹介、総合相談、高齢者住宅の紹介、軽度認知症「あたまの健康チェック」、介護保険新規申請、「いきいき生活手帳」の紹介 ○町会や自主活動グループ等と情報や課題を共有し、広報を行う。 ・町会の広報紙やホームページにセンターの活動紹介記事を掲載。 ・センターのホームページで町会活動や自主活動を紹介。 ○多世代参加型の「マルシェ」を継続し、町会とともに取り組むことで地域の社会資源につなげていく。 「時任町おたのしみマルシェ」開催：時任町(7/19) （つなげた社会資源） ・函館大谷短期大学 子ども学科 ・北海道教育大学函館校 ・読み聞かせサークル どれみ 「あったかマルシェときとう」 開催：センター（6/21、9/20、12/20） （つなげた社会資源） ・ボラリスひろば ・ワークス一条 ・渡島地区郵便局長夫人会 ・にっこにこクラブ ・Audika ○多世代交流の機会として地域交流ミニモルック大会を開催 ・参加町会：梁川町会、白鳥町会 ・函館市立千代田小学校児童、地域コーディネーター ・千代田小応援隊(PTA)	【活動目標】 ①町会活動や自主活動グループ等の会員が集いの機会を継続できる。 【評価】 自主活動グループの活動について、サロン会員と活動を振り返り、満足度や活動の効果を確認した。その中で「予定があることで、シャキッとする」「サロンの体操を自宅でも行い、体が以前より動くようになった」という声があり、活動の継続が介護予防や生きがいづくりにつながっていることを確認できた。このほか、会員自身の声掛けにより、参加者が増えた事例もあり、住民主体の活動として広がりがみられた。暖房費高騰の影響により、会場変更となったサロンもあったが、活動を中止することなく継続することができた。一方で、会場変更により、参加が難しくなった方もいたことから、目標は一部達成できた。 その他の活動として、出張包括「ときとうチューズデイ」では、「相談するきっかけがなかったので良かった」という声が多く、気軽に相談できる場として継続の必要性を確認した。 さらに、合同サロン「サロンだよ！全員集合！大運動会」を開催し、各サロンの課題を共有し意見交換をする中で、会員の高齢化や会員確保の難しさ、参加者減少による活動のマンネリ化などの課題があげられた。また、町会と連携した多世代参加型の「マルシェ」や「地域交流ミニモルック大会」を開催し、多世代交流の機会を複数設けることができた。活動を通じ、「町会だけでは子供向けイベントの企画が難しい」「若い世代の参集が難しい」という声もあったことから、活動を継続するための連携を強化していくだけでなく、住民同士の助け合い、見守り活動の重要性も合わせて周知するために、「みまもりボン」の配布を行うなどして、地域活動へ多世代の参加を促していく。

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
①地域活動に多世代の参加者を増やし、住民同士がつながることができる。	①地域活動に多世代の参加者を増やし、住民同士がつながることができる ・サロンの課題について会員へアンケートを実施し、会員と共に課題を考える機会を設ける。(1)健康チェック(2)体力測定(3)意識調査によりサロンごとの違いを比較し、サロン活動に与える影響を考える。 ・引き続き、サロン会員へ社会資源を紹介し、活用を支援する。 ・町会役員や会員との懇談を行い、活動継続の課題を考える。 ・複数のサロンが参加し、交流できる場を設け、会員が活動のヒントを得る機会にする。 ・町会だよりや町会のサイトにセンターの記事を掲載してもらう。 ・センターのホームページで町会活動や自主活動の紹介を行い、地域住民へ広報を行う。 ・見守りネットワーク事業や地域ケア会議において、町会や民生委員等と地域の課題を検討し、解決に向けた取り組みを話し合う。 ・多世代参加型の「マルシェ」を継続し、町会と共に取り組むことで地域の社会資源につなげていく。 ・多世代が交流できる機会を創造するため、集いの場を活用する。 ・地域での見守り活動の促進のため、「みまもりボン」の提案、作成を継続。	① ・サロン参加者へのアンケート結果 ・サロンにつないだ新たな社会資源や会員の感想 ・町会館で行った事業の振り返り ・サロン交流で聞かれた参加者の声 ・「あったかマルシェ」等、町会と取り組んだ事例や、多世代交流を促せた事例 ・町会だよりや広報紙を用いて広報を行うことができた事例 ・「みまもりボン」の配布数

(ア) 第2層生活支援コーディネーター業務

事業内容	令和7年度 活動評価	
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価
第2層生活支援 コーディネーター業務	○大川町会、白鳥町会とこどもの居場所いーとの家のマッチング ・町会と連携し地域住民と子供たちが今と昔の街の地図を見比べ地域理解を深める機会を設定。 (参加者の声) 「まだまだ知らない地域のことが知れてよかった」 「おじいちゃんと優しくお話ができた」 ○合同サロン(サロンだよ！全員集合！運動会)開催：(10/15) 参加町会：柳町町会、杉並町会、本町会 (元気deサロンin柳町、元気deサロンin杉並、椿サロン) 内容：ストレッチ、ゲーム (参加者の声) 「少数であるため、活動内容がマンネリ化してしまう」 「サロン同士の交流の機会を継続してほしい」 「ほかのサロンでの運営の工夫について興味あり」 ○みまもりポンの作成、配布 配布先：時任町	

令和 8 年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標

(ア) 第2層生活支援コーディネーター業務

事業内容	令和7年度 活動評価	
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価
第2層生活支援 コーディネーター業務	○町会役員や地域住民から聞き取り。 町会館を会場とした、出張包括「ときとうチューズデイ」を実施。 ○町会行事やふれあい昼食会への参加。 時任町会、本町会、大川町会、松陰町会、人見南町会、柳町町会、八幡町会 ○出前講座実施。 ・在宅福祉委員会：人見南町会、柳町町会 ・老人クラブ：大川町、松陰町、時任町、梁川町 ・民生児童委員協議会：第10方面、第11方面 ・町会：本町、時任町、八幡町 ・教育機関：函館看護専門学校、こどもの居場所いーとの家 函館歯科衛生士専門学校、北海道教育大学函館校 ・函館YWCA （内容）：地域での見守り活動、認知症、包括について、権利擁護（消費者被害）、住民同士の助け合い ○自主活動グループ会員へアンケート実施。 ・会員が感じている地域課題について確認した際には、高齢化や少子化、担い手不足による町会活動の不活発化についてあげられた。 ○マンションに関する地域ケア会議の開催：(4/23)(5/28) マンション住民に地域ケア会議への参加を促し、マンション住民ならではの課題について考える機会を作った。 参加者：管理人、理事会役員、マンション住民、町会役員、 函館市東消防署の場支署、自立相談支援機関 意見：「住民同士の関係が希薄であり、交流する機会を設けてほしい」「身寄りのない住民が不安なく生活できる仕組みや体制づくりを検討してほしい」「緊急時に避難できるか、高齢なので不安がある」「高齢者だけでなく若い世代とも訓練をしたり、気にかけてもらえるようにしたい」	【活動目標】 ②地域住民が地域課題に気づき、住民同士がつながる機会を持つことができる。 【評価】 当センターの圏域では、マンション居住者の割合が高く、住民同士のつながりの希薄化や、高齢化への対応が課題となっている。そのため、マンション住民を対象とした地域ケア会議や、町会での広報活動を重点的に実施した。 マンション住民から気になる高齢者に関する情報提供や相談が増加しており、地域ケア会議や広報活動を通じて、センターを相談先として認識する住民が増加したと考える。地域ケア会議の開催を重ねてきたことで、住民自身の問題意識の高まりが見られた。 地域ケア会議では、管理人や理事会役員、町会役員、マンション住民が参加し、マンション住民の高齢化や身寄りのない方が多いこと、災害時や緊急時の対応への不安など課題を共有することができた。また、多世代による防災の取り組みや見守り活動の必要性、住民同士の交流機会を求める声からマンション集会室でのサロンを立ち上げ、つながる機会を創出することができた。一方で、オートロックマンションでは、本人が開錠しなければ会えないため、周囲から相談があっても、本人に困り感がなく、介入が難しいケースもあった。サロンの参加者は少数であったが、新たな交流の場の創出につながったことから、目標は概ね達成できた。 町会や老人クラブ、ふれあい昼食会での出前講座では、介護サービスや消費者被害について「知ることができてよかった」との声や、「センターが身近に感じられるようになった」との声があった。参加者の近隣住民に対して、もさらに気づきを広められるよう取り組みを継続していく必要がある。令和8年度も、つながる機会をさらに充実させ、住民同士の見守りや声掛けの必要性を理解できるよう、広く周知していく必要がある。町会広報紙やホームページ、回覧板の活用も効果的であると考えられるため継続していきたい。

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
②地域住民がつながる機会を持ち、見守りや声掛けの重要性について理解できる。	②地域住民がつながる機会を持ち、見守りや声掛けの重要性について理解できる。 ・地域に出向き、各町会の課題について町会役員はじめ地域住民と考える機会をつくる。 ・町会館を会場とした「ときとうチューズデイ」でセンター活動の紹介や相談業務を行い、地域住民から困りごとを聞き取る。 ・「ときとうチューズデイ」をマンションで開催するなど、町会館に限らず幅広い世代に参加してもらえるように工夫する。 ・自主活動グループに参加しているマンション住民との地域ケア会議を行い、マンション住民ならではの課題解決について考える。 ・サロン活動や出前講座（センターについてや介護予防について）をマンション内で開催するなど、マンション住民同士が交流できる機会を設ける。 ・サロン会員が共通して感じている課題はないか、引き続き会員から聞き取る。 ・町会やサロンに参加していない高齢者やその家族に、地域の課題に関する情報を発信するために町会広報紙や、センター広報紙、センターのホームページで広報活動を行う。	② ・サロン会員からの相談内容 ・出前講座等で聞かれた住民の声 ・サロン会員へ実施したアンケート結果 ・広報紙の内容に関する住民からの反応 ・地域ケア会議のアンケートの声や開催数

ウ 認知症総合支援事業

(ア) 認知症初期集中支援推進事業

(イ) 認知症地域支援・ケア向上事業

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第6号

【目的】認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症地域支援推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。

事業内容	令和7年度 活動評価																																			
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価																																		
認知症 総合支援 事業	（ア） 認知症初期集中支援推進事業 ・ 認知症初期集中支援チームとの連携 0件。 （イ） 認知症地域支援・ケア向上事業 ○認知症サポーター養成講座の開催（件） <table><tr><th>R5年度</th><th>R6年度</th><th>R7年度</th></tr><tr><td>10</td><td>11</td><td>13</td></tr></table> （令和7年度依頼団体） ・ 教育機関 8校（継続） ・ 函館少年刑務所 1か所（継続） ・ 民間団体 2団体（継続） ・ 新規依頼先：函館YWCA ○認知症ステップアップ講座開催 1団体 ○認知症に関連するリーフレット、広報紙の配布 ・ 広報紙記載 1回 ・ 出張包括「ときとうチューズデイ」を町会館で開催し、「あたまの健康チェック」を実施。受検者7名に資料配布。 ・ 認知症のケアパス配布。 ○認知症予防教室（全5回）を初めて開催し、受講人数は実人数19名。 ・ 認知症予防教室の中で認知症サポーター養成講座を開催し、登録したサポーターの中で、認知症カフェにも参加された方がいた。 ○高齢者に身近な金融機関等との意見交換 ・ 金融機関との意見交換はR7年4月から12月まで34回実施している。 ・ 新規にネットワークを構築した関係機関は9か所。 ○認知症に関する出前講座（件） <table><tr><th>R5年度</th><th>R6年度</th><th>R7年度</th></tr><tr><td>3</td><td>5</td><td>4</td></tr></table> ・ 依頼団体：人見南町会在宅福祉委員会、本町会 ○認知症に関する総合相談件数と相談者の内訳（R7年4月～12月）（計86件） <table><caption>認知症に関する総合相談件数と相談者の内訳（R7年4月～12月）</caption><thead><tr><th>相談者の内訳</th><th>件数</th></tr></thead><tbody><tr><td>家族親族</td><td>31</td></tr><tr><td>医療機関</td><td>13</td></tr><tr><td>本人</td><td>10</td></tr><tr><td>ケアマネ</td><td>10</td></tr><tr><td>知人・近隣</td><td>9</td></tr><tr><td>警察・行政</td><td>5</td></tr><tr><td>民生児童委員</td><td>2</td></tr><tr><td>町会・在福</td><td>1</td></tr><tr><td>介護保険事業所</td><td>1</td></tr><tr><td>その他</td><td>4</td></tr></tbody></table> ・ その他の内訳：民間企業、寺関係者など	R5年度	R6年度	R7年度	10	11	13	R5年度	R6年度	R7年度	3	5	4	相談者の内訳	件数	家族親族	31	医療機関	13	本人	10	ケアマネ	10	知人・近隣	9	警察・行政	5	民生児童委員	2	町会・在福	1	介護保険事業所	1	その他	4	【活動目標】 ①地域にある様々な機関や地域住民が認知症について知ることができる。 【評価】 認知症初期集中支援推進事業は、対象者がいなかったため実施できなかった。次年度は、対象者について家族や支援関係者と情報を共有して対応したい。 認知症サポーター養成講座は前年と同じ教育機関等で実施できている。受講したサポーターで希望する方にステップアップ講座を実施し、認知症カフェの参加協力等の活動につながった。これらのことから、目標はほぼ達成できた。 今後、チームオレンジへ展開されるように意見交換会等で関わりを持ちたい。終了後のアンケートで「これから認知症について学びたい」「ボランティアに協力したい」との記載もあり継続したフォローアップが有効と考える。 函館市主催の認知症サポーター養成講座とステップアップ講座を受講した圏域内の方に、認知症カフェを案内し、参加した人もいた。 参加者から「認知症を正しく知ること、地域での役割を担いたい、認知症の正しい知識を広めたい」という声も聞かれ、地域に認知症の理解が広まると期待される。 認知症高齢者について、様々な関係機関と意見交換する中で「正しい知識や接し方について知りたい」「早期の関わりによる認知症進行の予防の大切さに気付いた」との声も聞かれた。 今年度から始まった認知症予防教室では、グループワークを複数回行うことで、参加者同士が話しやすい関係となっていた。「認知症当事者の気持ちに寄り添えると思う」「早く正しい知識を知っていたら、（自分の）親の介護の時にもっと良くなっていたと思う」との感想も聞かれた。認知症の正しい知識に触れる機会を継続し、認知症の理解が地域に広がるように努めたい。 認知症予防教室について、他圏域の住民の受講希望が聞かれたり、認知症サポーター養成講座を個人でも受講できないか、との問い合わせがあった。住民の意識の向上も感じられるため、次年度は圏域にこだわらず、参加しやすい会場の設定や開催日を計画していきたい。 認知症に関する相談は、家族親族からが最も多く、医療機関からの相談も前年と比べ増加している。今後も認知症が進行してからの相談が増加することが予想されるため、地域での見守りや認知症理解の啓発が大切であり、認知症予防教室および認知症サポーター養成講座を継続する必要がある。
	R5年度	R6年度	R7年度																																	
	10	11	13																																	
	R5年度	R6年度	R7年度																																	
	3	5	4																																	
	相談者の内訳	件数																																		
	家族親族	31																																		
	医療機関	13																																		
	本人	10																																		
	ケアマネ	10																																		
知人・近隣	9																																			
警察・行政	5																																			
民生児童委員	2																																			
町会・在福	1																																			
介護保険事業所	1																																			
その他	4																																			

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
①地域にある様々な機関や地域住民が認知症について理解を深め、参加できる活動を知ることができる。	①認知症および認知症地域支援についての周知 ・認知症サポーター養成講座の実施。 ・ステップアップ講座の開催と、認知症カフェ「Bon Voyage（ボン ボヤージュ）」等の参加声かけを行う。 ・広報紙やリーフレットを用いて、認知症についての正しい理解や関わり方、相談窓口、新しい認知症観について周知活動を実施する。 ・認知症ケアバスを必要時に配布する。 ・金融機関、郵便局、スーパー、コンビニ等地域にある高齢者に身近な機関と意見交換を継続していく。 ・認知症の理解を深めるための出前講座を実施する。 ・出張包括「ときとうチューズデイ」等で「あたまの健康チェック」を実施する。 ・認知症予防教室を継続して開催する。 ・認知症カフェ「Bon Voyage（ボン ボヤージュ）」等で、認知症の啓発や当事者交流を図る。 ・開催行事の広報を行い、参加者の増加を目指す。 ・認知症初期集中支援推進事業について、センター職員やケアマネ、地域の関係者等の相談から利用を検討する。	① ・出前講座や認知症サポーター養成講座、予防講座等の実施回数 ・受講者数と振り返りの内容 ・関係機関との意見交換の実施数 ・あたまの健康チェックの受検者数、2回目以降の継続受検者数 ・行事参加者数の把握と周知媒体の調査 ・認知症初期集中支援チーム申請件数

事業内容	令和7年度 活動評価	
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価
認知症 総合支援 事業	○認知症カフェ「Bon Voyage（ボン ボヤージュ）」 ・令和7年9月14日 会場：シエスタハコダテ 内容：味覚体験、講話「認知症のくすりについて」、あたまの健康チェック、ネイル体験、認知症当事者VR体験 参加機関：日本調剤本町薬局、北海道栄養士会函館支部、北海道歯科衛生士会函館支部、函館短期大学食物栄養学科学生ボランティア、北海道医療大学学生ボランティア、市立函館高校学生ボランティア、函館商業高校学生ボランティア、大塚製薬 来場者：56名 ・令和7年6月21日 会場：センター 集いの場 内容：介護予防体操、講話「聞こえと認知症」、パン販売 参加機関：グループホーム街、グループホームこはこだてワークス一条 来場者：地域住民7名 ・令和7年12月20日 会場：センター 集いの場 内容：ジングルベル体操、クリスマス飾り工作 参加機関：放課後デイ「にっこにこクラブ」、函館市認知症ステップアップ講座修了者 来場者：地域住民10名、放課後デイ児童15名 ○認知症当事者や家族、認知症の方を支援している関係者と意見交換の実施 ・令和7年5月12日 地域ケア会議 会場：函館看護専門学校 内容：「地域で暮らす認知症の人に学生ができること」 参加機関：第11方面民生委員、介護保険事業所、居宅介護支援事業所、函館看護専門学校 ○函館看護専門学校認知症カフェ「オレンジの輪」後方支援 ・令和7年5月24日 会場：函館看護専門学校 内容：相談業務やイベント、物づくりの支援を通して認知症当事者や地域住民との交流を行う。 ○圏域内運営推進会議および行事に参加し地域住民や当事者と交流 ・ふれあいの里グループホームはこだて乃木 ・グループホームよろこびの家菜景 ・グループホームまつかけ ・グループホーム光風園 等8機関 ○認知症に関するイベントへの参加 ・令和7年9月21日 世界アルツハイマーデーinはこだて ○函館市主催 認知症サポーターステップアップ講座参加 ・令和7年12月14日 函館市中央図書館 ・圏域の地域住民3名が参加された。	【活動目標】 ②認知症当事者や家族、地域住民が交流でき、認知症の理解を深める場を継続する。 【評価】 センターでは認知症カフェを「Bon Voyage（ボン ボヤージュ）」と命名し、シエスタハコダテとセンター集いの場で行い、規模を変えて複数回開催し、場の継続ができた。 令和7年度から開催した認知症予防教室の参加者が「世界アルツハイマーデーinはこだて」のライトアップに参加したり、集いの場での認知症カフェ「Bon Voyage（ボン ボヤージュ）」に参加して当事者や多世代と交流できたことで、また来たいという意見も聞かれた。認知症当事者との交流体験ができ、サポーターとしての理解が深まったことから、目標は達成できた。 受講したサポーターが、今後も学びを活かせるように認知症カフェ等の開催情報を案内し、地域の見守りの意識や知識をもって接することができ、地域へ支援が広がることを目指したい。 看護学校で地域ケア会議を開催し、学生が主体で実施する認知症カフェを後方支援したが、看護学校で実施することで、町会や地域住民が関を持って参加しやすい場になり、認知症について理解が進んでいくと思われることから、今後も認知症の当事者が参加しやすい場が地域に増えることを目指したい。 また、新たな認知症観として大切にされる「当事者の意思」を尊重した活動となるよう、当事者と家族等の困りごとや不安について、運営推進会議や認知症カフェ、日頃のセンター活動において丁寧な聞き取りを行いたい。活動後の振り返りを大切に、認知症当事者や家族が参加しやすい場作りを令和8年度も継続していきたい。

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
②認知症の当事者や家族が参加しやすい活動の場作りを行う。	②認知症の当事者や家族が参加しやすい活動の場作りを行う。 ・認知症カフェ「Bon Voyage（ボン ボヤージュ）」を開催する。 ・認知症カフェの開催時に認知症サポーターの協力を依頼する。 ・交流できる場について、町会や民生委員、地域の関係機関へ広報を行う。 ・認知症当事者や家族、認知症の方を支援している関係者との意見交換を実施する。 ・認知症サポーターにステップアップ講座を開催する。 ・認知症予防教室を開催し、サポーターが交流できる機会を持つ。 ・函館看護専門学校で開催される認知症カフェを後方支援する。 ・各実施行事について、関係者と丁寧な振り返りの時間を持つ。 ・運営推進会議に参加し、当事者や家族等関係者から活動参加へのヒントなど情報収集を行う。 ・チームオレンジの立ち上げにつなげるよう、サポーターとの意見交換を行い、参加できる活動を検討していく。	② ・認知症カフェの参加人数、アンケートによる感想等の集約 ・カフェに協力されたサポーターの参加人数や検討した意見、振り返り等の意見 ・運営推進会議参加件数や聞かれた意見